

記入例：（所得税の確定申告書を提出する納税者用）

※確定申告書（A, B, 分離）の各項目を住宅借入金等特別税額控除申告書の対応部分へ記載し、控除額の計算をして下さい。
記載した住宅借入金等特別税額控除申告書と確定申告書をお住まいの管轄税務署に提出してください。

平成 2 1 年度分 市民税 住宅借入金等特別税額控除申告書
県民税
(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

委 付 印 岡山市長殿	現住所	宛名コード	
	平成 年 1月1日 の住所	※記入しないで下さい	
	住宅借入金等特別 控除の対象となる 物件の所在地	電話番号	
	フリガナ	生年月日	
提出年月日	氏名	印 明・大 昭・平	

平成 年 月 日

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日（注）	新築又は購入 平成 年 月 日
	増改築等 平成 年 月 日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額（平成19年以降の居住に係る額を除く。）	①	前年分の所得税額（税額控除前）	⑱	
前年分の所得税の課税総所得金額	②	⑱ - ⑲ - ⑳	㉑	（マイナスの場合は、0）
前年分の所得税の課税山林所得金額	③	①と⑱のいずれか少ない方の金額	㉒	
前年分の所得税の課税退職所得金額	④	市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額（㉑ - ㉒）	㉓	（マイナスの場合は、0）
②に対する所得税額相当額	⑤	市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額（㉓ × 3/5）	㉔	
③に対する所得税額相当額	⑥	道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額（㉓ × 2/5）	㉕	
④に対する所得税額相当額	⑦			
⑤+⑥+⑦	⑧			
前年分の肉用牛の売却価格	⑨			
短期譲渡	⑩			
長期譲渡	⑪			
株式等の譲渡	⑫			
先物取引	⑬			
租税条約等の特例法における配当・配当金	⑭			
⑨から⑭までの合計	⑮			
税額控除の額	⑯			
投資・リース税額等控除の額	⑰			
⑧+⑮-⑯-⑰	⑲			（マイナスの場合は、0）

（注）

（注1）2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

（注2）「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）第四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十八年法律第十号）第一条の規定に基づき、平成十八年分の所得税相当額を指します。

整理欄

A申告では項目 21
B申告では項目 26
分離申告では項目 64
の金額を②に記入。この金額に対する税額(改正前:下表を参照して計算)を⑤に記入。

分離申告の場合については第三表の下記項目に金額があれば 69 →を③へ
70 →を④へ
転記。
この金額に対する税額(改正前:下表を参照して計算)を⑥・⑦に記入。

分離申告の場合については第三表の下記項目に金額があれば 72 →を⑩へ
73 →を⑪へ
74 →を⑫へ
75 →を⑬へ
に転記。

第一表「税額の計算」の「配当控除」および「投資・リース税額等控除」に金額があれば⑯、⑰へ記入。

第一表の「税額の計算」のA申告では項目 22
B申告では項目 27
の金額を記入。

用紙は3枚複写となっており、1枚目が市区町村用、2枚目が税務署用、3枚目が本人控となっております。1枚目、2枚目に押印し、平成21年1月1日にお住まいの市区町村で、所得税の確定申告書を提出する税務署に提出してください。ホームページからダウンロードした場合は1枚作成してコピーし、それぞれに押印するか2枚作成して必ず2枚一組にして提出ください。

改正前の所得税速算表

（課税総所得および課税退職所得）			（課税山林所得）		
課税される所得金額	税率	控除額	課税される所得金額	税率	控除額
330万円以下	10%	—	1650万円以下	10%	—
330万円超900万円以下	20%	33万円	1650万円超4500万円以下	20%	165万円
900万円超1800万円以下	30%	123万円	4500万円超9000万円以下	30%	615万円
1800万円超	37%	249万円	9000万円超	37%	1245万円

課税所得金額×税率－控除額＝所得税額